

# 求人情報の提供等について

# 1, ハローワークの求人情報の民間職業紹介 事業者及び地方自治体等へのオンライン提供

# 民間人材ビジネスの活用（日本再興戦略）

民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化

日本再興戦略 - JAPAN is BACK - （平成25年6月14日 閣議決定）

## 2. 雇用制度改革・人材力の強化

### ②民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化

ハローワークの情報等の民間開放を図りながら、学卒未就職者等の若者や復職を希望する女性等の幅広いニーズに迅速・効果的に応えられるよう、民間人材ビジネスを最大限に活用する。

#### ○ハローワークの求人・求職情報の開放等

- ・ ハローワークの保有する求人情報を、民間人材ビジネスや地方自治体に対して、来年度中のできるだけ早期に提供を開始するなど、多様なサービスを提供可能にする。本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

# 1 オンライン提供の概要

## 概要

- 労働市場全体としての求人・求職のマッチング機能を強化するため、職業紹介を行う民間人材職業紹介事業者や地方自治体等が希望する場合に、ハローワークが保有する求人情報※をオンラインで提供する。※求人事業主が提供を希望しない場合を除く。
- 提供方式は、民間職業紹介事業者や地方自治体等が、
  - ① ハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を設置する方式(求人情報提供端末方式)
  - ② 加工可能な形式(CSV形式等)でデータをダウンロードできるようにする方式(データ提供方式)とし、民間職業紹介事業者や地方自治体等の希望に応じ、①と②は選択可能(併用も可能)とする。

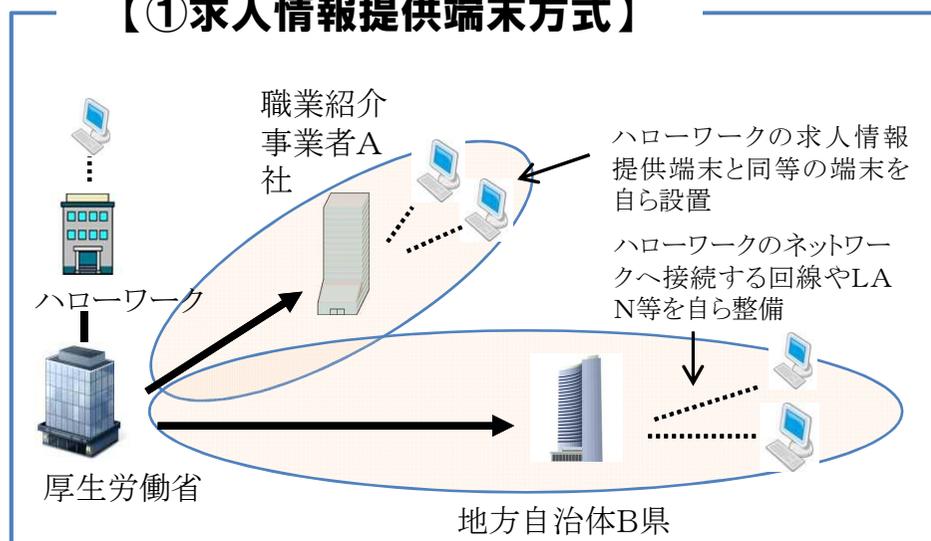
※その他実施方法の詳細については調整中

## 実施時期・予算要求

- 平成26年9月1日より開始(利用申請は、求人情報提供端末方式が平成26年1月～3月、データ提供方式が6月～7月)
- 実施に必要なハローワークの業務システムの改修等の経費を要求(平成26年度予定額 1,307,058千円)

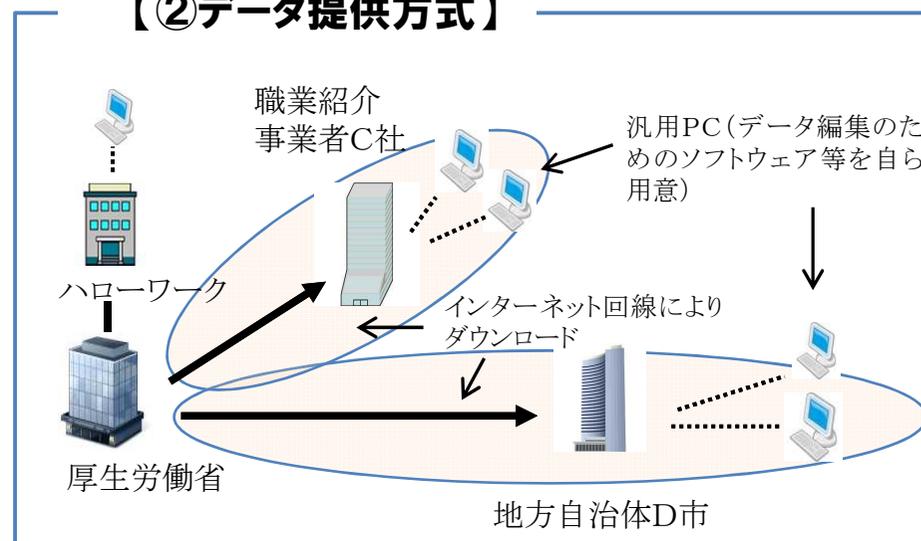
## ～ 実施方法 (イメージ) ～

### 【①求人情報提供端末方式】



➡ ハローワークの端末と同等の操作性

### 【②データ提供方式】



➡ 独自のデータ編集等が可能

## 2 オンライン提供の概要（まとめー1）

	求人情報提供端末方式	データ提供方式
概要	ハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を設置する方式	加工可能な形式でデータをダウンロードできるようにする方式
対象となる民間職業紹介事業者や地方自治体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料・無料の職業紹介事業者</li> <li>・無料職業紹介事業を行う地方自治体（民間の職業紹介事業者に委託する場合等を含む）</li> <li>・無料職業紹介事業を行う学校等</li> </ul>	
開始時期	平成26年9月1日から開始	
	※平成26年9月1日から既存システムによる運用開始（既存のハローワークの業務システム、専用回線を利用） ※平成27年9月（予定）から新システムによる運用開始（新システムへ改修後からの利用も可能）	平成27年9月（予定）に接続先が変更になる予定
費用負担	オンライン提供を受けるために必要な費用は民間職業紹介事業者や地方自治体等が負担する	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○端末、回線、LANの導入・運用に係る費用（改修後の新システムにおいては、要件を満たす端末・インターネットに接続できる環境があれば特になし）</li> <li>○（改修後）新システムへの切替の際の設定費用</li> </ul>	特になし（既存の端末・インターネット接続環境を活用可能）
必要な機器等	①システム改修前（平成26年9月1日～平成27年8月末（予定）） 指定の仕様を満たしたPC（求人情報提供端末専用）、専用回線（広域イーサネット）、施設内LAN（求人情報提供端末専用）など ②システム改修後（平成27年9月（予定）～） 指定の仕様を満たしたPC、インターネット回線（固定IPアドレス）、施設内LANなど	汎用PC、インターネット回線、データの編集等を行うためのソフトウェア

## 2 オンライン提供の概要（まとめ-2）

	求人情報提供端末方式	データ提供方式
オンライン提供される求人情報	<p>ハローワーク内で求職者に公開している全国の求人(大卒求人、障害者対象求人を含む) (求人事業主が提供を希望しない場合を除く)</p> <hr/> <p>※ハローワーク内で求職者に公開している「求人票」と同等の内容</p>	
		※「求人票」の項目のうち、地図情報は提供対象外
オンライン提供された求人情報の活用方法・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オンライン提供される求人情報は、職業紹介・関連するサービスへの利用が前提</li> <li>○ 職業紹介と関係がない目的での利用、労働者派遣や請負などへの転換、賃金などの労働条件の切り下げの働きかけ、第三者への提供、インターネット等での求職者以外の不特定多数の者への提供は禁止</li> <li>○ 求人内容の変更や求人の取消等を把握した場合は、求人事業主に対し、求人提出ハローワークに速やかに連絡するよう必ず依頼</li> </ul>	
トラブル事案への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 求人事業主や求職者から、民間職業紹介事業者や地方自治体等がオンライン提供された求人情報を活用し提供するサービスについて、苦情等があった場合は、労働局・ハローワークでは一切の責任を負わず、求人事業主や求職者と地方自治体等との間で解決する。</li> <li>※ 民間職業紹介事業者や地方自治体等が行うサービスの苦情がハローワークに寄せられた場合は、ハローワークから民間職業紹介事業者や地方自治体等に苦情内容を連絡し、責任を持って対応を求める。</li> </ul>	
職業安定法の適用	<p>民間職業紹介事業者や地方自治体等が、ハローワークからオンライン提供された求人情報を活用して職業紹介を行う際には、職業紹介事業者として自ら求人を受理するとともに、求職者に対する労働条件の明示など、職業安定法上の義務を負う。(職業安定法の適用に変更はない。)</p>	
利用手続き	<p>利用規約に同意した上で、利用開始時期ごとに決められた期間内に、労働局を経由して厚生労働省に利用申請を行う。民間職業紹介事業者や地方自治体等の希望により、求人情報提供端末方式とデータ提供方式の併用も可能。</p>	
メリット	ハローワークの端末と同等の操作性	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 費用負担なし</li> <li>② 自由に編集可能</li> </ul>

### 3 無料職業紹介事業等を行う地方自治体等への支援

地方自治体等の公的性格を踏まえ、オンライン提供を利用する地方自治体等が行う無料職業紹介事業を、労働局・ハローワークが以下のとおり支援する。

#### (1) 職業紹介関連情報の提供

○オンライン提供開始以降、求人への応募状況（ハローワークで職業紹介した人数、うち採用・不採用・選考中の人数）、詳細な労働条件や採用条件等、就職支援の効果的な実施のために必要な情報を提供する。

#### (2) 地方自治体等の要望に応じ研修を実施

○地方自治体等の要望に応じ、ハローワーク・労働局が研修用テキストの提供や、職業紹介についての研修を実施。

(想定される研修内容)

求人情報提供端末の使用方法、職業紹介に必要な基本的な知識・スキル など

#### (3) 求人情報提供端末設置費用の負担軽減

○データ提供方式を選択した場合に、費用負担なしで、簡易な求人情報提供端末として求人情報の検索・閲覧を可能とするための無料ソフトウェアを厚生労働省が開発し、配布。

## 4 オンライン提供の対象とならない場合

○ 以下の場合、オンライン提供の対象としない。または、オンライン提供の開始後であっても、以下に該当する場合は、オンライン提供を停止する。

### 対象にならない場合

- ◆ **職業安定法に基づく事業停止命令又は改善命令を受けている期間**は、**新規にオンライン提供の対象としない**。
- ◆ オンライン提供利用開始後に**職業安定法に基づく職業紹介事業の許可の取消を受けた場合、事業停止命令を受けた場合及び改善命令を受け必要な改善がなされるまでの間**は、**オンライン提供を停止**する。
- ◆ **オンライン提供利用開始後に利用規約に違反した場合**は、厚生労働省の判断で**オンライン提供を停止**する。

#### 〔主な利用規約違反〕

- ・ **職業紹介と関係がない目的で利用した場合**
- ・ **労働者派遣や請負など求人事業主の直接雇用ではない形態への転換や無期雇用から有期雇用への雇用形態の転換、賃金などの労働条件の切り下げの働きかけを行った場合**
- ・ **民間職業紹介事業者や地方自治体等以外の第三者（これらの団体の求職者を除く）への提供及びインターネット等での求職者以外の不特定多数の者への提供を行った場合**

※地方自治体に限り、委託先の職業紹介事業者も含めて適用する。地方自治体又は包括的に委託した団体は上記に該当しなくても、委託先の職業紹介事業者が該当した場合は、新規にオンライン提供の対象としない。また、オンライン提供開始後に、上記の対象外要件に該当した場合は、委託先はオンライン提供された求人情報を利用した業務はできない。

※オンライン提供を停止した場合は、厚生労働省が作成する対象団体一覧表に、停止中である旨を記載する。

# ハローワークの求人情報のオンライン提供利用規約(地方自治体等)

平成25年12月〇日 作成

## 1 ハローワーク求人のオンライン提供の目的

ハローワークの求人情報提供ネットワークからオンラインで、希望する地方自治体等に対し、求人情報を提供する(以下、本利用規約において「オンライン提供」という。)  
地方自治体等が独自の雇用対策を行うための環境を整備することで、各地域における雇用対策を一層充実させること及び地方自治体等がハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用し多様なサービスを提供することにより、労働市場全体のマッチング機能を向上させることを目的とする。

## 2 オンライン提供の対象

オンライン提供の対象となる団体は次の(1)から(3)のとおりとする。なお、職業安定法に基づく事業停止命令又は業務改善命令を受けている期間は、新規に対象としない。

### (1) 職業安定法第33条の4第1項に基づき無料職業紹介事業を行う地方自治体

地方自治体自ら無料職業紹介事業を行う場合に加えて、地方自治体が、本利用規約の内容を遵守させた上で、職業紹介事業者(職業安定法に基づく許可を得ている又は届出を適性に行っている事業者)に職業紹介事業の実施を委託する場合も対象とする(ただし、求人者及び求職者からいかなる名目であっても金銭を徴収しない場合に限る。)

### (2) 職業安定法第33条の2第1項に基づき無料職業紹介事業を行う職業能力開発施設等

### (3) 無料職業紹介に準じた就職支援を行う地方自治体

就職相談・カウンセリング・キャリアコンサルティングなど(支援の名称は問わない)、就職に資する個別の相談支援を実施している地方自治体(委託により実施する場合を含む)が、職業紹介を希望する求職者をハローワークに円滑に誘導するなど、ハローワークと連携を図る場合に対象とする。

## 3 利用規約の遵守

本利用規約は、オンライン提供利用開始日から適用され、ハローワーク求人のオンライン提供を受ける者(本利用規約において「対象団体」という。)は、本利用規約を遵守しなければならず、厚生労働省、労働局又はハローワークから対象団体に対し、本利用規約に基づき、利用方法は是正等の要請があれば、速やかに是正すること。

対象団体が利用規約に違反した場合は厚生労働省の判断でオンライン提供を停止する。

対象団体が職業安定法に基づく職業紹介事業の許可の取消しを受けた場合、事業停止命令を受けた場合及び改善命令を受け必要な改善がなされるまでの間は、オンライン提供を停止する。

## 4 対象団体一覧表の作成

対象団体の名称や所在地、職業紹介事業の許可・届出番号、雇用関係助成金取扱いの有無等は、厚生労働省が一覧表にして、ハローワークインターネットサービス専用ページやハローワーク窓口などで求人事業主に対して周知する。

厚生労働省が対象団体に対し、オンライン提供の停止を決定した場合は、この一覧表に「停止中」である旨を記載する。

## 5 オンライン提供に係る費用負担

対象団体は、オンライン提供を受け、また、オンライン提供された情報を利用するために必要な機器等一式を自ら負担する。

## 6 職業安定法の遵守

オンライン提供は、対象団体に対するハローワークで公開している求人の情報提供であり、対象団体がオンライン提供された求人情報を活用して職業紹介を行う際にも職業安定法の適用に変更はなく、職業紹介事業者として自ら求人を受理するとともに、求職者に対する労働条件の明示など職業紹介事業者として職業安定法上の義務等を負う。

## 7 オンライン提供された求人情報の利用

オンライン提供された求人情報は、(1)及び(2)のとおり利用できる。

ただし、オンライン提供する求人は、求人事業主が労働者を雇用することを希望し、ハローワークが求職者に情報提供し職業紹介することを前提に受理した求人であるため、職業紹介と関係がない目的での利用、労働者派遣や請負など求人事業主の直接雇用ではない形態への転換や無期雇用から有期雇用への雇用形態の転換、賃金などの労働条件の切り下げの働きかけ、対象団体以外の第三者(対象団体の求職者を除く)への提供及びインターネット等での求職者以外の不特定多数の者への提供は禁止する。

また、ハローワーク求人全体の正確性の確保のため、対象団体が求人内容の変更や求人の取消し等を把握した場合は、求人事業主に対し、求人提出ハローワークに速やかに連絡するよう必ず依頼すること。

### (1) 対象団体の求職者への情報提供

対象団体は、自らの求職者に対し、オンライン提供された求人を情報提供することができるが、その際は以下を遵守すること。

① ハローワークから情報提供を受けた求人情報であること及び求職者が職業紹介を希望する際の手続き等を明示すること。

② ハローワークから提供を受けた求人内容は正確に引用し、内容を改変しないこと。

③ 情報提供を行う際は、常に最新の情報を提供すること。

④ ハローワークから提供を受けた求人情報のうち、別に厚生労働省が示す省略不可とした項目は省略しないこと。

⑤ 対象団体がオンライン提供された求人独自に情報を付加する場合は、関係法令の規定を遵守し、対象団体が求人事業主の同意を得るとともに、付加した情報は対象団体の責任で付加したことを求人事業主及び求職者に明確に伝えること。求人事業主がハローワークに提出した求人票の記載内容の変更が必要な場合は、求人事業主から速やかに求人提出ハローワークに申し出るよう必ず依頼すること。

(次項に続く)

(前項から続く)

## (2) 対象団体の求職者への職業紹介

対象団体(2(3)を除く)は、オンライン提供された求人情報をもとに、自ら求人事業主に連絡し、労働条件の明示を受けた上で求人を受理し、職業紹介を行うことができる。その際は、以下を遵守すること。

- ① ハローワークに求人を提出した求人事業主は、そもそも無料の職業紹介を受けることを希望していたものであり、有料職業紹介事業者は、手数料について十分に説明すること。
- ② 対象団体が求人の申込みを受理した後、求人事業主に対して、速やかに書面の交付または電子メールにより、(イ)取扱職種の範囲、(ロ)手数料に関する事項、(ハ)苦情の処理に関する事項、(ニ)個人情報の取扱いに関する事項、を明示すること。
- ③ 求人事業主の希望がある場合に限り、職業紹介以外の充足サービス(対象団体が取り扱う求人広告などの利用勧奨など)や職業紹介に関連したサービス(コンサルティング、受入・定着支援など)を提示することができる。
- ④ 求人事業主に対して、労働者派遣や請負など求人事業主の直接雇用ではない形態への転換や無期雇用から有期雇用への雇用形態の転換、賃金などの労働条件の切り下げを働きかけないこと。ただし、紹介予定派遣は、労働者派遣として開始されるものであるが、労働者派遣の開始前又は開始後に職業紹介を行うことが前提であるため、目的外利用とはならない。
- ⑤ 雇用関係助成金の取扱いの有無、取り扱う雇用関係助成金の種類について、あらかじめ求人事業主に十分に説明すること。
- ⑥ 対象団体が求人を受理した後は、対象団体の求人であることを求職者に明確に示すこと。
- ⑦ 対象団体による職業紹介は全て対象団体の責任において実施し、求人内容を含め、ハローワークは一切の責任を負わないこと。
- ⑧ 求人事業主の意に反した営業活動を行わないこと。

## 8 ID及びパスワードの管理

厚生労働省が対象団体に通知したID及びパスワードは、対象団体の責任で管理し、第三者に開示、貸与及び譲渡してはならない。ID及びパスワードが、第三者に不正に利用される可能性がある場合は、速やかに厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室及び同省の委託を受けた運用監視業者(以下「運用管理組織」という。)に報告すること。

オンライン提供を利用するために必要な機器の設置と設定作業を対象団体以外に委託する場合、ID、パスワード及びその他設定情報が漏洩する事のないよう委託先と適切に機密保護契約を締結すること。

## 9 アクセス制限

特定の時間帯にアクセスが集中するなどにより円滑なオンライン提供に支障が生じる可能性がある場合、厚生労働省は対象団体に通知した上でアクセス制限等の対処を実施する場合がある。

## 10 連絡責任者及びシステム管理責任者の指定

対象団体は、ハローワークとの調整に当たる連絡責任者(オンライン提供される求人情報を活用して行う業務の責任者)を常勤の職員の中から1名指定し、厚生労働省に報告すること。

地方自治体が職業紹介事業を委託する場合は、委託先の職業紹介事業者も連絡責任者を常勤の職員から1名指定し、厚生労働省に報告すること。

対象団体が求人情報提供端末を設置する場合は、求人情報提供端末を設置する施設ごとに、システム管理責任者(求人情報提供端末の適正な利用及び管理に責任を負うとともに、運用管理組織との連絡・調整を行う責任者)を常勤の職員から1名指定し、厚生労働省に報告すること。

## 11 システム管理責任者の責務

システム管理責任者は、オンライン提供の適切な運用、安全性の確保、障害等の予防の観点から、以下の措置を講じなければならない。

- ① アンチウイルスソフトウェア等により不正プログラムとして検知されている実行ファイルやデータファイルを実行又はアプリケーションで読み込ませないようにすること。
- ② アンチウイルスソフトウェアの不正プログラムの定義ファイルを常に最新の状態に維持し、不正プログラムの自動検査機能を有効にすること。
- ③ 定期的に全ての電子ファイルに対して、不正プログラムの有無を確認すること。
- ④ オンライン提供される求人情報(求人情報提供端末に保存されている情報を含む)の漏えい、滅失、き損、改ざん等を行わせないようにすること。
- ⑤ オンライン提供に接続している情報処理機器に対する不正アクセス行為を行わせないようにすること。

## 12 運用管理組織からの措置要求について

運用管理組織は、オンライン提供の適正な運用、安全性の確保、障害等からの回復のために、必要があると認める場合においては、システム管理責任者に対して必要な措置を講ずることを求めることができ、システム管理責任者がこれに応じない場合は、オンライン提供を停止することができる。

## 13 求人情報提供端末の適正な管理

求人情報提供端末(データ提供方式により求人情報提供端末として使用する場合も含む)は、対象団体による職業紹介事業を行う施設内(職業紹介事業の企画部門を含む)に設置するとともに、対象団体が自ら設置した求人情報提供端末に起因する機器故障等の障害については、対象団体の責任と負担で修理等の対応を行うこと。システム改修前の運用期間中はこれに加え、求人情報提供端末は、適正な管理ができ、端末の利用時間中は担当職員が常駐しており、利用時間外は施錠ができる場所に設置すること。

また、運用監視組織から求人情報提供端末の運用に関し要請がある場合はこれに従うこと。

## 14 苦情の処理

対象団体は、オンライン提供された求人情報の利用又はオンライン提供の利用停止により発生した苦情を自らの責任で処理するものとする。

## 15 メンテナンス作業の実施

厚生労働省は、オンライン提供の安定的実施等のため、オンライン提供を一時的に停止し、メンテナンス作業等を行うことがある。

メンテナンス作業等を実施する場合は、厚生労働省が定める方法によりあらかじめ対象団体に通知するものとするが、緊急のシステム障害等のため、事前周知なくメンテナンス作業を実施する場合がある。

(前項から続く)

16 免責事項等

オンライン提供された求人情報の利用又はオンライン提供の利用停止(ハローワークの業務システムの障害及びシステムメンテナンスによるものも含む)に関して生じた損害について、厚生労働省は一切責任を負わず、対象団体に対し損害賠償する義務はないものとする。

対象団体が、オンライン提供された求人情報を利用したこと又はID及びパスワードを第三者に不正に利用されたことにより、求人者、求職者、その他の第三者又は厚生労働省に対して損害を与えた場合も、対象団体は自らの責任と費用により解決するものとする。

また、ハローワークの業務システムの改修等により、オンライン提供の利用停止やソフトウェア等の更新が必要となる場合がありえるが、これに伴い発生する損害や経費は、対象団体が負担すること。

17 不利益行為等の禁止

オンライン求人情報の利用に当たっては、第三者又は厚生労働省に対し、不利益もしくは損害を与える行為又はそのおそれがある行為等を禁止する。

18 利用状況の報告等

対象団体は、労働局又はハローワークから求めがあれば、オンライン提供された求人情報の利用状況等を遅滞なく報告すること。また、対象団体がオンライン提供の利用を停止する場合は、速やかに都道府県労働局を経由して厚生労働省に届け出ること。

その他、各種変更届の提出など、厚生労働省がオンライン提供の実施に関して定める各種の手続き等を遅滞なく行うこと。

19 地方自治体の責任

地方自治体が職業紹介事業を委託し、委託先の職業紹介事業者がオンライン提供された求人情報を利用させる場合は委託の範囲内に限り、当該地方自治体の責任で、委託先の職業紹介事業者に本利用規約を遵守させること。

また、地方自治体が職業紹介事業の実施を含む就労支援事業を包括的に委託し、さらに包括的委託を受けた団体が職業紹介事業の実施を職業紹介事業者に委託し、委託先の職業紹介事業者がオンライン提供された求人情報を利用させる場合は委託の範囲内に限り、地方自治体及び包括的委託を受けた団体の責任で委託先の職業紹介事業者に本利用規約を遵守させること。

20 利用規約の変更

厚生労働省は厚生労働省の裁量により本利用規約を変更することができるものとし、変更後の本利用規約は全ての対象団体に適用されるものとする。

厚生労働省が本利用規約を変更する場合はハローワークインターネットサービスの専用ページに掲載することとする。

21 その他

ハローワークの求人情報のオンライン提供に関し、本利用規約に定めない事項は、厚生労働省が定めるところによる。

また、厚生労働省はハローワークインターネットサービス専用ページへの掲載により、いつでもオンライン提供の実施について全部又は一部の変更や廃止を行うことができる。

All Rights Reserved, Copyright(C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

# ハローワークの求人情報のオンライン提供利用規約(民間職業紹介事業者等)

平成25年12月〇日 作成

## 1 ハローワーク求人者のオンライン提供の目的

ハローワークの求人情報提供ネットワークからオンラインで、職業紹介を行う民間職業紹介事業者等に対し、求人情報を提供する(以下、本利用規約において「オンライン提供」という。)。これにより、民間職業紹介事業者等は、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した多様なサービスの提供が可能になり、官民が連携した求人・求職のマッチング機能が強化され、労働市場全体の需給調整能力が向上する。

## 2 オンライン提供の対象

オンライン提供の対象となる団体は次の(1)から(4)のとおりとする。なお、職業安定法に基づく事業停止命令又は業務改善命令を受けている期間は、新規に対象としない。

- (1) 職業安定法第30条第1項に基づき有料職業紹介事業を行う事業者
- (2) 職業安定法第33条第1項に基づき無料職業紹介事業を行う事業者
- (3) 職業安定法第33条の2第1項第1号及び第2号の学校等(中学及び高校を除く)
- (4) 職業安定法第33条の3第1項に基づき無料職業紹介を行う特別の法人

## 3 利用規約の遵守

本利用規約は、オンライン提供利用開始日から適用され、ハローワーク求人者のオンライン提供を受ける者(本利用規約において「対象団体」という。)は、本利用規約を遵守しなければならない。厚生労働省、労働局又はハローワークから対象団体に対し、本利用規約に基づき、利用方法の是正等の要請があれば、速やかに是正すること。

対象団体が利用規約に違反した場合は厚生労働省の判断でオンライン提供を停止する。

対象団体が職業安定法に基づく職業紹介事業の許可の取消しを受けた場合、事業停止命令を受けた場合及び改善命令を受け必要な改善がなされるまでの間は、オンライン提供を停止する。

## 4 対象団体一覧表の作成

対象団体の名称や所在地、職業紹介事業の許可・届出番号、雇用関係助成金取扱いの有無等は、厚生労働省が一覧表にして、ハローワークインターネットサービス専用ページやハローワーク窓口などで求人事業主に対して周知する。

厚生労働省が対象団体に対し、オンライン提供の停止を決定した場合は、この一覧表に「停止中」である旨を記載する。

## 5 オンライン提供に係る費用負担

対象団体は、オンライン提供を受け、また、オンライン提供された情報を利用するために必要な機器等一式を自ら負担する。

## 6 職業安定法の遵守

オンライン提供は、対象団体に対するハローワークで公開している求人者の情報提供であり、対象団体がオンライン提供された求人情報を活用して職業紹介を行う際にも職業安定法の適用に変更はなく、職業紹介事業者として自ら求人を受理するとともに、求職者に対する労働条件の明示など職業紹介事業者として職業安定法上の義務等を負う。

## 7 オンライン提供された求人情報の利用

オンライン提供された求人情報は、(1)及び(2)のとおり利用できる。

ただし、オンライン提供する求人は、求人事業主が労働者を雇用することを希望し、ハローワークが求職者に情報提供し職業紹介することを前提に受理した求人であるため、職業紹介と関係がない目的での利用、労働者派遣や請負など求人事業主の直接雇用ではない形態への転換や無期雇用から有期雇用への雇用形態の転換、賃金などの労働条件の切り下げの働きかけ、対象団体以外の第三者(対象団体の求職者を除く)への提供及びインターネット等での求職者以外の不特定多数の者への提供は禁止する。

また、ハローワーク求人全体の正確性の確保のため、対象団体が求人内容の変更や求人者の取消し等を把握した場合は、求人事業主に対し、求人提出ハローワークに速やかに連絡するよう必ず依頼すること。

### (1) 対象団体の求職者への情報提供

対象団体は、自らの求職者に対し、オンライン提供された求人を情報提供することができるが、その際は以下を遵守すること。

- ① ハローワークから情報提供を受けた求人情報であること及び求職者が職業紹介を希望する際の手続き等を明示すること。
- ② ハローワークから提供を受けた求人内容は正確に引用し、内容を改変しないこと。
- ③ 情報提供を行う際は、常に最新の情報を提供すること。
- ④ ハローワークから提供を受けた求人情報のうち、別に厚生労働省が示す省略不可とした項目は省略しないこと。

- ⑤ 対象団体がオンライン提供された求人に独自に情報を付加する場合は、関係法令の規定を遵守し、対象団体が求人事業主の同意を得るとともに、付加した情報は対象団体の責任で付加したことを求人事業主及び求職者に明確に伝えること。求人事業主がハローワークに提出した求人票の記載内容の変更が必要な場合は、求人事業主から速やかに求人提出ハローワークに申し出るよう必ず依頼すること。

### (2) 対象団体の求職者への職業紹介

対象団体は、オンライン提供された求人情報をもとに、自ら求人事業主に連絡し、労働条件の明示を受けた上で求人を受理し、職業紹介を行うことができる。その際は、以下を遵守すること。

- ① ハローワークに求人を提出した求人事業主は、そもそも無料の職業紹介を受けることを希望していたものであり、有料職業紹介事業者は、手数料について十分に説明すること。
- ② 対象団体が求人者の申込みを受理した後、求人事業主に対して、速やかに書面の交付または電子メールにより、(イ)取扱職種の範囲、(ロ)手数料に関する事項、(ハ)苦情の処理に関する事項、(ニ)個人情報の取扱いに関する事項、を明示すること。

(次項に続く)

(前項から続く)

- ③ 求人事業主の希望がある場合に限り、職業紹介以外の充足サービス(対象団体が取り扱う求人広告などの利用勧奨など)や職業紹介に関連したサービス(コンサルティング、受入・定着支援など)を提示することができる。
- ④ 求人事業主に対して、労働者派遣や請負など求人事業主の直接雇用ではない形態への転換や無期雇用から有期雇用への雇用形態の転換、賃金などの労働条件の切り下げを働きかけないこと。ただし、紹介予定派遣は、労働者派遣として開始されるものであるが、労働者派遣の開始前又は開始後に職業紹介を行うことが前提であるため、目的外利用とはならない。
- ⑤ 雇用関係助成金の取扱いの有無、取り扱う雇用関係助成金の種類について、あらかじめ求人事業主に十分に説明すること。
- ⑥ 対象団体が求人を受理した後は、対象団体の求人であることを求職者に明確に示すこと。
- ⑦ 対象団体による職業紹介は全て対象団体の責任において実施し、求人内容を含め、ハローワークは一切の責任を負わないこと。
- ⑧ 求人事業主の意に反した営業活動を行わないこと。

#### 8 ID及びパスワードの管理

厚生労働省が対象団体に通知したID及びパスワードは、対象団体の責任で管理し、第三者に開示、貸与及び譲渡してはならない。ID及びパスワードが、第三者に不正に利用される可能性がある場合は、速やかに厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室及び同省の委託を受けた運用監視業者(以下「運用管理組織」という。)に報告すること。

オンライン提供を利用するために必要な機器の設置と設定作業を対象団体以外に委託する場合、ID、パスワード及びその他設定情報が漏洩する事のないよう委託先と適切に機密保護契約を締結すること。

#### 9 アクセス制限

特定の時間帯にアクセスが集中するなどにより円滑なオンライン提供に支障が生じる可能性がある場合、厚生労働省は対象団体に通知した上でアクセス制限等の対処を実施する場合がある。

#### 10 連絡責任者及びシステム管理責任者の指定

対象団体は、ハローワークとの調整に当たる連絡責任者(オンライン提供される求人情報を活用して行う業務の責任者)を常勤の社員の中から1名指定し、厚生労働省に報告すること。対象団体が求人情報提供端末を設置する場合は、求人情報提供端末を設置する施設ごとに、システム管理責任者(求人情報提供端末の適正な利用及び管理に責任を負うとともに、運用管理組織との連絡・調整を行う責任者)を常勤の社員から1名指定し、厚生労働省に報告すること。

#### 11 システム管理責任者の責務

システム管理責任者は、オンライン提供の適切な運用、安全性の確保、障害等の予防の観点から、以下の措置を講じなければならない。

- ① アンチウイルスソフトウェア等により不正プログラムとして検知されている実行ファイルやデータファイルを実行又はアプリケーションで読み込まないようにすること。
- ② アンチウイルスソフトウェアの不正プログラムの定義ファイルを常に最新の状態に維持し、不正プログラムの自動検査機能を有効にすること。
- ③ 定期的に全ての電子ファイルに対して、不正プログラムの有無を確認すること。
- ④ オンライン提供される求人情報(求人情報提供端末に保存されている情報を含む)の漏えい、滅失、き損、改ざん等を行わせないようにすること。
- ⑤ オンライン提供に接続している情報処理機器に対する不正アクセス行為を行わせないようにすること。

#### 12 運用管理組織からの措置要求について

運用管理組織は、オンライン提供の適正な運用、安全性の確保、障害等からの回復のために、必要があると認める場合においては、システム管理責任者に対して必要な措置を講ずることを求めることができ、システム管理責任者がこれに応じない場合は、オンライン提供を停止することができる。

#### 13 求人情報提供端末の適正な管理

求人情報提供端末(データ提供方式により求人情報提供端末として使用する場合も含む)は、対象団体による職業紹介事業を行う施設内(職業紹介事業の企画部門を含む)に設置するとともに、対象団体が自ら設置した求人情報提供端末に起因する機器故障等の障害については、対象団体の責任と負担で修理等の対応を行うこと。システム改修前の運用期間中はこれに加え、求人情報提供端末は、適正な管理ができ、端末の利用時間中は担当社員が常駐しており、利用時間外は施錠ができる場所に設置すること。

また、運用監視組織から求人情報提供端末の運用に関し要請がある場合はこれに従うこと。

#### 14 苦情の処理

対象団体は、オンライン提供された求人情報の利用又はオンライン提供の利用停止により発生した苦情を自らの責任で処理するものとする。

#### 15 メンテナンス作業の実施

厚生労働省は、オンライン提供の安定的実施等のため、オンライン提供を一時的に停止し、メンテナンス作業等を行うことがある。

メンテナンス作業等を実施する場合は、厚生労働省が定める方法によりあらかじめ対象団体に通知するものとするが、緊急のシステム障害等のため、事前周知なくメンテナンス作業を実施する場合がある。

(次項に続く)

(前項から続く)

16 免責事項等

オンライン提供された求人情報の利用又はオンライン提供の利用停止(ハローワークの業務システムの障害及びシステムメンテナンスによるものも含む)に関して生じた損害について、厚生労働省は一切責任を負わず、対象団体に対し損害賠償する義務はないものとする。

対象団体が、オンライン提供された求人情報を利用したこと又はID及びパスワードを第三者に不正に利用されたことにより、求人者、求職者、その他の第三者又は厚生労働省に対して損害を与えた場合も、対象団体は自らの責任と費用により解決するものとする。

また、ハローワークの業務システムの改修等により、オンライン提供の利用停止やソフトウェア等の更新が必要となる場合がありえるが、これに伴い発生する損害や経費は、対象団体が負担すること。

17 不利益行為等の禁止

オンライン求人情報の利用に当たっては、第三者又は厚生労働省に対し、不利益もしくは損害を与える行為又はそのおそれがある行為等を禁止する。

18 利用状況の報告等

対象団体は、労働局又はハローワークから求めがあれば、オンライン提供された求人情報の利用状況等を遅滞なく報告すること。また、対象団体がオンライン提供の利用を停止する場合は、速やかに都道府県労働局を経由して厚生労働省に届け出ること。

その他、各種変更届の提出など、厚生労働省がオンライン提供の実施に関して定める各種の手続き等を遅滞なく行うこと。

19 利用規約の変更

厚生労働省は厚生労働省の裁量により本利用規約を変更することができるものとし、変更後の本利用規約は全ての対象団体に適用されるものとする。

厚生労働省が本利用規約を変更する場合はハローワークインターネットサービスの専用ページに掲載することとする。

20 その他

ハローワークの求人情報のオンライン提供に関し、本利用規約に定めない事項は、厚生労働省が定めるところによる。

また、厚生労働省はハローワークインターネットサービス専用ページへの掲載により、いつでもオンライン提供の実施について全部又は一部の変更や廃止を行うことができる。

All Rights Reserved, Copyright(C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

## 2, ハローワークの事務・権限の移譲等に関する 見直し方針について

# 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」 (抜粋)

(平成25年12月20日 閣議決定)

## 2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し

(1) 職業安定法(昭22 法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60 法88)

国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督及び公共職業安定所が行う無料職業紹介事業については、以下の方向性により見直す。

- (i) 公共職業安定所(ハローワーク)の求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組について、地方公共団体が行う無料職業紹介事業が公的性格を持つことに鑑み、その費用負担を極力抑えるとともに専門性向上のための支援を行いつつ、積極的に進める。
- (ii) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(以下「一体的実施」という。 )、「ハローワーク特区」の取組など、公共職業安定所(ハローワーク)と地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。
- (iii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88 号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。
- (iv) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づけるなどの措置を講ずる。

(33) 雇用保険法(昭49法116)

雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が一体的実施を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。